

事例から学ぶ 税務の核心

～ひたむきな税理士たちの研鑽会～

<第67回> 成人年齢引下げの影響関係

大阪勉強会グループ 著

(濱田康宏・岡野訓・内藤忠大・白井一馬・村木慎吾)

[前回(第66回)はNo.3699(令和4年4月11日号)に掲載いたしました。]

4月から既に成人年齢の引下げが行われている。税制上の影響を確認することも重要だが、手前に民法上の成人年齢引下げの内容を確認しておくことが重要だと考えられる。民法の規定を確認してから、税務への影響を見ていきたい。

1 はじめに

濱田) さて、この令和4年4月1日から、成人年齢が従来の20歳から

ですよね。今日は、その sample

いきましよう。
内藤) まずは、税務の手前で知るべき部分を先に確認しましょうか。

白井) そうですね。税理士として、関与先に sample

sample

sample

なっています。その点の確認から進めるのが良いのではないですかね。

村木) 確かに、それが一丁目一番地ですね。そうしましよう。

ポイント 税務の知識がある。

sample

2 成人になる日はいつか

1) 平成14年(2002年)生まれは誕生日

sample sample sample

法令上は、成人でなく成年となっています。
白井) つまり、境目の世代では、成人となる日が誕生日とは限らなくなるわけですね。具体 sample
から平成16世代ですか。まれと平成になるのではなく、誕生日次第です。平成15年生まれは誕生日に関係なく、令和4年4月1日に成人になります。

2) 年齢計算の確認

sample

sample

始めましよう。

法人税

所得税

源泉税

消費税

国際課税

相続贈与

通則法

地

その他

その他